

さかのぼらないようにしてください。

(着工 60 日前を切ってしまった場合は延滞理由が必要となります。)

× × 第 × × × 号
令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

新潟県教育委員会教育長 様

「別記」の「6. 工事主体者」と同一です。
個人住宅の場合はお施主様となります。

住所 ○○市○○町○○
氏名等 ○ ○ ○ ○ 印

埋蔵文化財発掘の [届出]・通知] について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事などのために発掘を実施したいので、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号) [第 93 条第 1 項]・第 94 条第 1 項]、同法第 184 条第 1 項及び文化財保護法施行令(昭和 50 年政令第 267 号) 第 5 条 [第 1 項]・第 2 項] の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり [届出]・通知] します。

記

1. 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
2. 土木工事等をしようとする土地の面積
3. 土木工事等をしようとする所有者の氏名又は名称及び住所
4. 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
5. 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
6. 当該土木工事等の主体となる者(当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者)の氏名及び住所(法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地)
7. 当該土木工事等の施工担当責任者の氏名及び住所
8. 当該土木工事等の着手の予定時期
9. 当該土木工事等の終了の予定時期
10. その他参考となるべき事項

該当箇所を○印で囲んでください。

- ・個人、民間業者等は「届出」「法第 93 条第 1 項」「施行令 5 条第 2 項」になります。
- ・公共団体は「通知」「法第 94 条第 1 項」「施行令 5 条第 1 項」となります。

位置図は 1 : 25000~1 : 50000 程度で遺跡と工事予定地を示してください。概要図は着色や網掛けで遺跡と工事予定地の関係がわかる平面図および掘削深度のわかる断面図等を掲載してください。
なお、可能な限り A4 版 1 枚に収めてください。

【添付書類】

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

以下は、本書作成上の注意です。該当する項目に○印をつけてください。また、実際に文書を作成するときは、この部分は削除してください。

民間工事の場合	……	「届出」、	「第 93 条」、	「第 2 項」、	「届出」
公共工事の場合	……	「通知」、	「第 94 条」、	「第 1 項」、	「通知」

記入例

別記

第93条第1項・第94条第1項（○で囲むこと。）

1. 所在地	※工事予定地の地番を記入してください。		
2. 工事面積	※工事予定地の総面積を記入してください。		
3. 土地所有者	住所：※工事予定地所有者の住所を記入してください。	該当部分に○印をつけてください。 ご不明の際には、文化振興課までお問合せください。	
	氏名等：※工事予定地所有者の氏名を記入してください。		
4. 遺跡の種類	散布地 遺物包含地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 塚 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 ()		
遺跡の名称	※遺跡名を記入してください。	員数	1
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ()		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 その他 ()		
5. 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校建設 集合住宅 個人住宅 工場 店舗 個人住宅兼工場又は店舗 その他の建物 ()		
	宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・水道・電気等 農業基盤整備事業（農道などを含む） 土砂採集 その他開発 ()		
工事の概要	※事業名称、工法、掘削の幅・深度、延長などを簡潔に記入してください。		
6. 工事主体者	住所：※届出の差出人と同一としてください。	着工・終了予定日は日単位まで必ずご記入ください。	
	氏名等：※届出の差出人と同一としてください。		
7. 施工責任者	住所：※工事請負業者（工務店等）の住所	着工・終了予定日は日単位まで必ずご記入ください。	
	氏名等：※施工担当責任者氏名		
8. 着手予定時期	年 月 日	9. 終了予定時期	年 月 日
10. 参考事項			
指導事項	発掘調査 工事立会 慎重工事 その他 ()		

注1 太線内は届出・通知者が記入してください。

2 同一工事で複数の遺跡にかかる場合は、それぞれの遺跡に対し届出・通知が必要です。

3 6「工事主体者」は、県教育長あての鑑の発信者と同一にしてください。

4 文書の発信年月日が、8「着工予定期間」の60日前より以前になっていない場合は、遅延理由の記載が必要となります。